

別表 2 (第 10 条関係)

引受事務要領

受付方法	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) インターネットによる受付 当会ホームページの水先要請WEB受付専用ページからとする。</p> <p>(2) e-mailによる受付 operator@isemikawapilot.jp</p> <p>(3) FAXによる受付 (名古屋：052-651-2287)</p> <p>(4) 電話による受付 (名古屋：052-651-9111)</p> <p>(5) 事務所の窓口における受付 (所在地：〒455-0032 名古屋市港区入船2丁目4番6号)</p>
受付事項	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
当直表	<p>会員の休養時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>

受付条件	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <p>1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合</p> <p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の24時間前までに申し込みされたものであること。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する船舶運航係留基準に適合したものであること。</p> <p>2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合</p> <p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p> <p>イ 当該要請が水先開始予定日の前々日の11時59分までに、申し込みされたものであること。ただし、同時刻を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。</p> <p>ロ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、次の中間接続時間を含めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベイ業務においては、昼間4時間・夜間8時間とする。 ・ハーバー業務においては、昼夜を問わず2時間とする。 <p>ハ 水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになることにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <p>ニ 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する船舶運航係留基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。</p> <p>ホ 2名の水先人の乗船を要する船舶については、操船業務を担当する水先人のみを当該要請の対象とすること。</p>
------	---

	<p>(2) ベイ業務については、前(1)の要件のほか、次の要件を満たしていること。</p> <p>イ 当該要請があった水先人が水先開始予定時刻にハーバー当直に入直していないこと。ただし、当該水先人が当該要請に応じることにより他のハーバー業務に支障を生じない場合は、この限りではない。</p> <p>ロ 水先人の休養時間を確保するために、当該要請日の前々日の12時00分以降に別の業務を開始した水先人は、当該要請を受けることができないものとする。</p>
<p>会員への連絡</p>	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休養時間の確保その他の事情を考慮して遅滞なく、会員に連絡するものとする。</p> <p>(3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。</p>
<p>水先人の乗下船場所</p>	<p>水先人は当該船舶の喫水、船種、航路及び行先港別に下記の各地点において乗下船する。</p> <p>1. 伊良湖水道沖</p> <p>(1) 喫水14m以上の船舶 鎧埼灯台より90度3.5マイルの地点を中心とする半径1.0マイルの円内の海面。</p> <p>(2) 総トン数7万トンを超える液化ガス運搬船 伊勢湾第1号灯浮標から180度6.0マイルの地点を中心とする半径1.0マイルの円内の海面。</p> <p>(3) 喫水14m未満の船舶</p> <p>(イ) 東方より来航する船舶 伊勢湾第1号灯浮標より90度2.5マイルの地点を</p>

	<p>中心とする半径 1.5 マイルの円内の海面。</p> <p>(ロ) 西 (又は南) 方より来航する船舶 伊勢湾第 1 号灯浮標より 180 度 2.5 マイルの地点 を中心とする半径 1.5 マイルの円内の海面。</p> <p>2. 伊勢湾内各港</p> <p>(1) 名古屋港東航路及び西航路 伊勢湾第 6 号灯浮標を中心とする半径 0.8 マイルの円 内の海面。 ただし、巨大船及び深喫水船の場合は当該浮標から 180 度 1.5 マイルの地点を中心とする半径 0.3 マイルの 円内の海面。</p> <p>(2) 伊勢湾シーバース 当該シーバースから 180 度 4 マイルの地点を中心とす る半径 1 マイルの円内の海面。</p> <p>(3) 四日市港第 1 航路、第 2 航路及び第 3 航路 伊勢湾シーバースから 300 度 1 マイルの地点を中心と する半径 0.5 マイルの円内の海面。</p> <p>(4) 四日市港昭和四日市石油シーバース、四日市港コスモ石 油シーバース、霞 9 号栈橋及び川越火力発電所 LNG 受 入栈橋 (E-1) 並びにコスモ石油午起第 1 号・第 9 号 栈橋 (U-1、U-9) 伊勢湾シーバースから 200 度 3 マイルの地点を中心と する半径 0.5 マイルの円内の海面。</p> <p>(5) 津港伊倉津 津港伊倉津防波堤灯台から 45 度 1.5 マイルの地点を中 心とする半径 1 マイルの円内の海面。</p> <p>(6) 松阪港 松阪港東防波堤灯柱から 45 度 1.5 マイルの地点を中心 とする半径 1 マイルの円内の海面。</p> <p>(7) 常滑港 伊勢湾第 5 号灯浮標から 67 度 2.5 マイル付近の適当な 海面。</p>
--	--

	<p>3. 三河湾内各港</p> <p>(1) 衣浦港 衣浦港東防波堤西灯台から 150 度 1.0 マイルの地点を中心とする半径 0.5 マイルの円内の海面。</p> <p>(2) 三河港（豊橋水域及び田原水域） 橋田鼻灯台から 130 度 3.0 マイルの地点を中心とする半径 0.5 マイルの円内の海面。</p> <p>(3) 三河港（蒲郡水域） 橋田鼻灯台から 130 度 2.0 マイルの地点を中心とする半径 0.5 マイルの円内の海面。</p>
水先人 2名乗 りの船 舶	<p>1. 航行業務</p> <p>(1) 総トン数7万トンを超える液化ガス運搬船（満載または半載の場合）</p> <p>(2) 総トン数10万トンを超える船舶（コンテナ船および客船を除く。）で船長が外国人の場合</p> <p>(3) 師崎水道を航行する総トン数3.5万トンを超える船舶</p> <p>2. 港内業務</p> <p>(1) 総トン数3.5万トンを超える危険物運搬船の入港時（昭和四日市石油製油所シーバース及びコスモ石油四日市製油所シーバースを除く。）</p> <p>(2) 衣浦港は、総トン数3.5万トンを超える船舶</p> <p>(3) 総トン数5万トンを超える危険物運搬船以外の船舶（コンテナ船、客船及び自動車運搬専用船を除く。）の入港着岸時（ドック・マスターが乗船する場合は除く。）</p>